

1. 本庁舎等整備の背景

(1) 経緯

平成16年度から4年にわたって、庁舎整備に関する調査研究を実施した結果、本庁舎等が抱える様々な課題や問題点が明らかになりました。

これらの結果を踏まえ、平成20年10月に学識経験者、地域団体の代表、公募区民等で構成される「世田谷区本庁舎等整備審議会」を設置し、平成21年8月に答申をいただきましたが、その後、リーマンショック等の影響などから区の検討は進まず、方針を決定するに至りませんでした。

しかし、平成23年3月の東日本大震災の発生や社会状況の変化、施設整備には多年を要することなどから、平成25年4月には、本庁舎が抱える課題や、諸問題への根本的な解決に向けて庁内検討を再開しました。同年5月には、本庁舎等整備プロジェクトチームを新たに設置し、庁舎の場所等について整理しました。

平成25年9月からは、専管組織（庁舎計画担当課）を設置するとともに、副区長をトップとする庁内の部長会メンバーによる検討体である庁舎計画推進委員会を立ち上げました。その検討部会において、有識者アドバイザーの方から東日本大震災を踏まえた庁舎の役割など、審議会答申以後の新たな視点による本庁舎のあり方や、区民サービス、環境対策、整備を進める上での技術的な点など、多角的かつ専門的な助言・ご意見をいただきました。また、平成25年11月には無作為抽出による区民ワークショップを開催し、区民の方からもご意見をいただきました。

これまでの調査研究、審議会答申、今般の区民や有識者アドバイザーの方々からのご意見を踏まえ、さらなる検討を重ね、区は平成26年1月に「本庁舎等整備方針（案）」を策定しました。

(2) 現庁舎の課題

施設や設備の老朽化
狭あい化
分散化
災害対策

2. 本庁舎の基本的な考え方と備えるべき機能

(1) 基本的な考え方

将来にわたり区民の生命と財産を守るために、庁舎が高い耐震性を備え、大規模災害発生時には速やかに区全体の被害状況を把握し、救助・復旧などを行う司令塔としての災害対策本部機能を十分に備えた庁舎を目指します。

日常的には区民自治の拠点として、単なる行政サービスの提供に留まらず、区民の多様なニーズに応えることができ、誰もが快適に利用できる区民のふれあいと交流をはぐくむ開かれた場となることを目指します。長い期間を見通し、ライフサイクルコストを抑える配慮をした庁舎を目指します。

環境に配慮した庁舎を目指します。
華美にならず、将来の地方分権の進展や人口の変動、技術革新に柔軟に対応できる可変性のある庁舎を目指します。

(2) 備えるべき機能

区民サービス

わかりやすく親しみやすい窓口
区民活動・交流拠点として親しみのもてる場
わかりやすい庁舎配置と案内・サイン計画
すべての人にやさしい庁舎（ユニバーサルデザイン）
より安全・快適に利用されるような配慮

環境対策

高い環境性能を備えた庁舎
自然エネルギー・熱利用等の活用
施設緑化の推進

災害対策

大規模地震を想定した本庁舎の耐震性の確保
中枢管理機能の強化
災害時の行政機能の継続性を確保

その他

情報通信技術（ICT）の積極的な活用
技術進化への将来対応
業務能率増進につながる執務環境

3. 整備を進めるにあたって

(1) 本庁舎の場所

本庁舎の場所については、移転の可能性を検討してきましたが、審議会答申において、「場所については本庁舎等の歴史的な経緯等から現在の敷地が望ましいと考えるが、交通の利便性、周辺環境などに配慮した場所への移転の可能性について、今後検討が必要である」とされました。

これを受け、さらに、移転の可能性について、交通の利便性、周辺環境との調和、災害対策本部としての適性等の観点から検討してきましたが、用地取得や用途地域等の関係で、現在地以外に望ましい場所を見出すことはできなかったため、本庁舎の場所は、現在地とします（ただし、世田谷総合支所は、別の場所も含めて検討します）。

なお、現在、補助154号線の整備も進められており、周辺の道路環境も改善してきています。また、区は、災害に強いまちづくりを進めております。さらに、東京都が進める「木密地域不燃化10年プロジェクト」として、補助52号線の整備や「不燃化特区制度」の活用により、一層の不燃化に取り組みます。

(2) 本庁舎の規模（延床面積）

現在地における本庁舎の延床面積は、約28,000㎡で、そのうち世田谷総合支所は約3,800㎡（健診会場は除く）となっています。本庁舎に必要な延床面積は、総務省の「地方債事業費算定基準」に基づき算出すると約45,000㎡と試算されます（区民交流スペースや災害対策本部スペースなどは含まず）。また、利便性や機能性などに配慮し必要な面積を積み上げる「積み上げ方式」を基に算出すると約60,000㎡と試算されます（いずれも平成16年～19年調査研究による）。

本庁舎の具体的な規模を決定するためには、備えるべき機能や必要なスペース等を詳細に検討する必要があります。そのため、現段階では、本庁舎の規模は、最低で約45,000㎡とします。具体的な規模については、基本構想の中で検討していきます。

(3) 整備手法

現本庁舎等は、老朽化、狭あい化、分散化に加え、災害対策、区民サービス、環境対応などの面で問題が指摘されています。これらの問題を抜本的に解決し、これからの社会の要請に十分に対応できる本庁舎等のあるべき姿を実現するために、本庁舎等の一部または全部を取り壊し、10年後を目途に改築します。一部か全部かについては、基本構想の中で検討していきます。

(4) 地域行政制度・地方分権改革との関連性

今後の本庁舎等整備の検討にあたっては、地域行政の展開に関する検討や現在進められている地方分権改革による国や都から様々な事務移管等の動向を踏まえていきます。

(5) 世田谷らしさ

現本庁舎等は、区民より一部土地の寄贈を受けました。また、中庭を囲む開放的な配置、ケヤキ並木など、緑と調和した環境も特徴となっています。こうした歴史的経緯や特徴をなるべく活かしつつ、「世田谷らしい本庁舎」を目指し、敷地全体の中で建物や広場、緑をどう配置していくか、また、周辺環境との連続性をどのように図っていくかを意識しながら、検討していきます。

4. 今後の検討の進め方

(1) 基本構想

この整備方針に基づき、次のステップとして基本構想に着手します。今後、概ね2年間を基本構想策定の期間とし、以下の項目について検討していきます。検討にあたっては、区民の方々や議会のご意見、さらに、職員からも意見を聴きながら進めていきます。

備えるべき機能、本庁舎の規模（延床面積）、整備手法、事業手法、総事業費、その他 本庁舎と世田谷区民会館について 本庁舎と世田谷総合支所について

(2) 今後の取り組み

庁舎整備は、これまでの一般的な手法で進めた場合、基本構想の策定、設計事業者選定、基本設計、実施設計、施工業者選定を経て、新庁舎の建設に着手することになります。

整備手法や事業手法、2020年の東京オリンピック・パラリンピックへのインフラ整備をはじめとする社会・経済状況の変化等による影響も考えられますが、現段階では、10年後を目途に改築に取り組みます。